

議案第50号

西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を次の
とおり提出する。

令和5年8月31日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条
例

西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年西海市条例第148号）
の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第4まで」
に改める。

第19条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第20条中「別表第3」を「別表第5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第17条関係）

一般廃棄物処理手数料（ごみ袋等）

種別	摘要	単位	手数料
----	----	----	-----

ごみ処理	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 大	1枚	20円
	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 中	1枚	15円
	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 小	1枚	10円
	市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 大	1枚	25円
	市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 中	1枚	20円
	市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 小	1枚	15円
	市指定ごみ袋	資源袋 大	1枚	15円
	市指定ごみ袋	資源袋 中	1枚	12円
	市指定ごみ袋	資源袋 小	1枚	10円
ごみ処理 (崎戸町平島 地区のみ)	市指定ごみ袋	生ごみ専用袋 中	1枚	15円
	市指定ごみ袋	生ごみ専用袋 小	1枚	10円
粗大ごみ処理	粗大ごみ証紙		1枚	200円

別表第2 (第17条関係)

臨時排出一般廃棄物処理手数料 (建築物の解体等に係るもの)

種別	摘要	単位	手数料
ごみ処理	建築物の解体等で当該建築物の所有者等が処分すべき廃棄物	2トン積載貨物自動車 1台	27,860円
		軽貨物自動車 1台	13,930円

別表第3（第17条、第19条関係）

臨時排出一般廃棄物及び事業系一般廃棄物処理手数料（直接搬入）

種別	摘要	単位	手数料
ごみ処理	直接搬入	計量により10kgまで	60円
		計量により10kgを超える分について、10kgごとに	60円（加算）

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第17条関係）

一般廃棄物処理手数料（し尿）

種別	摘要	単位	手数料
し尿処理（崎戸町平島地区のみ）	従量制	1回の収集につき18リットルごとに	113円

別表第5（第20条関係）

一般廃棄物処理業等の許可手数料

種別	単位	手数料
一般廃棄物処理業許可手数料	許可手数料1件	3,000円
	再交付手数料1件	1,500円
し尿浄化槽清掃業許可手数料	清掃許可手数料1件	3,000円
	再交付手数料1件	1,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第148号</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第17条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し<u>別表第1</u>から<u>別表第4</u>までに定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(事業系一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第19条 市長は、第12条の規定により事業系一般廃棄物の処理を行うときは、<u>別表第3</u>に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>西海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第148号</p> <p>第1条～第16条 (略)</p> <p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第17条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(事業系一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第19条 市長は、第12条の規定により事業系一般廃棄物の処理を行うときは、<u>別表第2</u>に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>

新					旧				
(許可申請手数料等) 第20条 法第7条第1項、法第7条第6項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により許可を受けようとする者は、 <u>別表第5</u> に定める手数料を納めなければならない。					(許可申請手数料等) 第20条 法第7条第1項、法第7条第6項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により許可を受けようとする者は、 <u>別表第3</u> に定める手数料を納めなければならない。				
第21条～第25条 (略)					第21条～第25条 (略)				
<u>別表第1 (第17条関係)</u>					<u>別表第1 (第17条関係)</u>				
<u>一般廃棄物処理手数料 (ごみ袋等)</u>					<u>一般廃棄物処理手数料</u>				
種別	摘要		単位	手数料	種別	摘要		単位	手数料
ごみ処理	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 大	1枚	20円	ごみ処理	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 大	1枚	20円
	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 中	1枚	15円		市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 中	1枚	15円
	市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 小	1枚	10円		市指定ごみ袋	燃えるごみ袋 小	1枚	10円
	市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 大	1枚	25円		市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 大	1枚	25円
	市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 中	1枚	20円		市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 中	1枚	20円

新					旧				
	市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 小	1枚	15円		市指定ごみ袋	燃えないごみ袋 小	1枚	15円
	市指定ごみ袋	資源袋 大	1枚	15円		市指定ごみ袋	資源袋 大	1枚	15円
	市指定ごみ袋	資源袋 中	1枚	12円		市指定ごみ袋	資源袋 中	1枚	12円
	市指定ごみ袋	資源袋 小	1枚	10円		市指定ごみ袋	資源袋 小	1枚	10円
<u>ごみ処理</u> <u>(<u>崎戸町平</u></u> <u>島地区の</u> <u>み)</u>	市指定ごみ袋	<u>生ごみ専用袋 中</u>	<u>1枚</u>	<u>15円</u>					
	市指定ごみ袋	<u>生ごみ専用袋 小</u>	<u>1枚</u>	<u>10円</u>					
<u>粗大ごみ処</u> <u>理</u>	<u>粗大ごみ証紙</u>		<u>1枚</u>	<u>200円</u>	<u>粗大ごみ処</u> <u>理</u>	<u>粗大ごみ証紙</u>		<u>1枚</u>	<u>200円</u>
					<u>(指定地区)</u>				
	<u>種別</u>	<u>摘要</u>		<u>単位</u>	<u>手数料</u>				
	<u>ごみ処理</u>	<u>市指定ごみ袋</u>	<u>生ごみ専用袋 中</u>	<u>1枚</u>	<u>15円</u>				
	<u>(<u>崎戸町平</u></u> <u>島地区の</u>	<u>市指定ごみ袋</u>	<u>生ごみ専用袋 小</u>	<u>1枚</u>	<u>10円</u>				

新				旧																			
<p>別表第2（第17条関係）</p> <p>臨時排出一般廃棄物処理手数料（建築物の解体等に係るもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>摘要</th> <th>単位</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ごみ処理</td> <td rowspan="2">建築物の解体等で当該建築物の所有者等が処分すべき廃棄物</td> <td>2トン積載貨物自動車 1台</td> <td>27,860円</td> </tr> <tr> <td>軽貨物自動車 1台</td> <td>13,930円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	摘要	単位	手数料	ごみ処理	建築物の解体等で当該建築物の所有者等が処分すべき廃棄物	2トン積載貨物自動車 1台	27,860円	軽貨物自動車 1台	13,930円	<p>別表第2（第17条、第19条関係）</p> <p>臨時排出一般廃棄物及び事業系一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計量により10kgまで</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>計量により10kgを超える分について、10kgごとに</td> <td>60円（加算）</td> </tr> </tbody> </table>				単位	手数料	計量により10kgまで	60円	計量により10kgを超える分について、10kgごとに	60円（加算）
				種別	摘要	単位	手数料																
ごみ処理	建築物の解体等で当該建築物の所有者等が処分すべき廃棄物	2トン積載貨物自動車 1台	27,860円																				
		軽貨物自動車 1台	13,930円																				
単位	手数料																						
計量により10kgまで	60円																						
計量により10kgを超える分について、10kgごとに	60円（加算）																						
<p>み)</p> <p>し尿収集、運搬及び処理（<u>崎戸町平島地区のみ</u>）</p>				<p>み)</p> <p>従量制</p> <p>1回の収集につき18リットルごとに</p> <p>113円</p>																			

新				旧			
別表第3 (第17条、第19条関係)				別表第3 (第20条関係)			
臨時排出一般廃棄物及び事業系一般廃棄物処理手数料 (直接搬入)				一般廃棄物処理業等の許可手数料			
種別	摘要	単位	手数料	種別	単位	手数料	手数料
ごみ処理	直接搬入	計量により10kgまで	60円	一般廃棄物処理業許可手数料	許可手数料1件	3,000円	
		計量により10kgを超える分について、10kgごとに	60円 (加算)		再交付手数料1件	1,500円	
				し尿浄化槽清掃業許可手数料	清掃許可手数料1件	3,000円	
					再交付手数料1件	1,500円	
別表第4 (第17条関係)							
一般廃棄物処理手数料 (し尿)							
種別	摘要	単位	手数料				
し尿処理 (崎戸町平島地区のみ)	従量制	1回の収集につき18リットルごとに	113円				

新			旧
別表第5（第20条関係）			
一般廃棄物処理業等の許可手数料			
種別	単位	手数料	
一般廃棄物処理業許可手数料	許可手数料1件	3,000円	
	再交付手数料1件	1,500円	
し尿浄化槽清掃業許可手数料	清掃許可手数料1件	3,000円	
	再交付手数料1件	1,500円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。